

「日本のフェミニズムにおける福沢諭吉 の役割」を再考察

إعادة النظر في "دور فوكوزاوا يوكيتشي في الحركة النسوية اليابانية"

د. صفاء محمود محمد نور^(*)

要旨

江戸時代から明治維新期にかけて、日本社会に根強く存在していた儒教的ジェンダー観は、女性の従属的な役割を正当化し、『女大学』に見られる「三従七法」の教えが女性の行動規範を支配していた。こうした社会的背景の中で、西洋に留学した知識人である福沢諭吉は西洋の自由主義思想と個人主義の影響を受け、女性の権利と平等を訴える独自の思想を展開した。彼の思想は、男女間の不平等の矯正を社会改革の不可欠な要素とみなすものであり、女性解放運動における男性の協力の必要性を示唆するものであった。しかし、従来のフェミニズム研究では男性の貢献が過小評価されることが多い。福沢は単なる「教育者」や「改革者」として評価され、彼の思想は「国家形成のために女性を教育し、利用した」とする見方が支配的であり、彼をフェミニストとして評価する視点は限られていた。本研究の意義は、福沢を単なる教育者や改革者としてではなく、女性解放思想の担い手として位置づける点にある。また日本におけるフェミニズム思想の歴史的発展において、福沢諭吉の役割を再評価することを目的とする。福沢諭吉を日本フェミニズム史の中で再位置づけることで、男性の思想家による女性解放への貢献を見直し、フェミニズムの歴史的な理解に新たな視点と理解を提供するものである。

^(*) مدرس بقسم اللغة اليابانية، كلية الآداب - جامعة القاهرة.

キーワード：フェミニズム、フェミニスト、福沢諭吉、女性、女性解放。

Abstract

From the Edo period to the Meiji Restoration, Confucian gender norms deeply rooted in Japanese society justified women's subordinate roles, as exemplified by the "Three Obediences and Seven Rules" prescribed in *Onna Daigaku* (The Great Learning for Women). Within this social context, Fukuzawa Yukichi, a scholar influenced by Western liberal and individualist ideologies during his studies abroad, developed a unique philosophy advocating women's rights and equality. His ideas positioned the correction of gender inequality as an essential component of social reform and highlighted the necessity of male cooperation in the women's liberation movement. However, traditional feminist studies have often undervalued male contributions. While Fukuzawa has been recognized primarily as an "educator" or "reformer," the dominant view portrays his advocacy for women's education as a means to utilize women for national development, limiting his recognition as a feminist. The significance of this study lies in reinterpreting Fukuzawa not only as an educator or reformer but as a key proponent of women's emancipation. Furthermore, the research aims to reevaluate his role in the historical development of feminist thought in Japan. By repositioning Fukuzawa within Japan's feminist history, this study seeks to reassess male intellectuals' contributions to women's liberation and offer new perspectives on the historical understanding of feminism.

Keywords: Feminism ,Feminist, Fukuzawa Yukichi, Women,Women's Liberation

المستخلص

من فترة إيدو حتى عصر إصلاحات مييجي، كانت القيم الجندرية الكونفوشيوسية المتجذرة في المجتمع الياباني تبرر الأدوار التبعية للنساء، كما يتجلى في تعاليم "الثلاث طاعات والسبع قوانين" في كتاب التعليم العظيم للنساء "أونا دايكاكو". في هذا السياق الاجتماعي، تأثر فوكوزاوا يوكيتشي بالأفكار الليبرالية والفردية الغربية خلال زيارته للخارج، وطوّر فلسفة فريدة تنادي بحقوق المرأة والمساواة بين الجنسين. اعتبر فوكوزاوا تعديل التمييز وعدم المساواة بين

الجنسين عنصراً جوهرياً للإصلاح الاجتماعي، وشدد على ضرورة تعاون الرجال في حركة تحرير المرأة. ومع ذلك، غالباً ما قللت الدراسات النسوية التقليدية من قيمة مساهمات الرجال. ورغم الاعتراف بفوكوزاوا كـ"معلم" أو "مصلح"، ساد الاعتقاد بأنه دعا إلى تعليم النساء لاستخدامهن كوسيلة لتشكيل الدولة الحديثة، مما حدّ من تقييمه كنسوي. تتمثل أهمية هذه الدراسة في إعادة النظر في فكر فوكوزاوا كداعية لتحرير المرأة وليس فقط كمعلم أو مصلح. كما تهدف الدراسة إلى إعادة تقييم دوره في تطور الفكر النسوي في اليابان. من خلال إعادة مكانته ضمن تاريخ الحركة النسوية اليابانية، تسعى الدراسة إلى إعادة النظر في إسهامات المفكرين الذكور في تحرير المرأة وتقديم رؤى جديدة لفهم تاريخ النسوية.

الكلمات المفتاحية : النسوية، نسوي، فوكوزاوا يوكيتشي، المرأة ، تحرير المرأة.

はじめに

『近代日本のジェンダー』では大越愛子が「欧米近代諸国の国力の基盤が、産業や技術力、軍事力にあるのみならず、家庭において夫を支え、子弟の教育に専念する女性の存在を認める近代的性別役割分業家族にあることを、彼らは実感せざるをえなかったらしい。だが同時に、こうして性別役割分業を越えて

女性の権利が主張される可能性に対しては、彼らは当然のことながら否定的であった。ジェンダー

問題が欧米のように女性の側から提起されることを警戒した彼らは、女性不在の男性だけの論争へと読みかえていくことで、ジェンダー・イデオロギーの形成の主導権を握ることを企んだ。

かくて彼らは前近代的な

男尊女卑的ジェンダー観を批判するそぶりを示しつつ、新たに形成さるべき日本近代の男性中心社会にふさわしい

ジェンダー秩序を模索し始めたのである

⁽¹⁾」と論じたように日本の女性のフェミニストやジェンダー研究者の多くは、フェミニズム運動における男性の貢献や役割を否定したり無視したり軽視したりする傾向があると言える。たとえ男性の役割を認

識していても、悪意があるかのように論じる。

さて、リザ・タトルの『フェミニズム事典』では、「フェミニズムの定義は人によって異なり、基本的な意味も論争されている。辞書では通常「男女平等の信念にもとづいた女性の権利の主張」と定義されており、最も広い意味では、「どんな方法や理由であれ女性の従属に気づき、それを終わらせようとしている人すべて」をさす⁽²⁾。

また、『広辞苑』では、「フェミニズムは、婦人の社会上・政治上・法律上の権利の拡張を主張する説。女性解放論。女権拡張論。女性尊重論」と定義される。また、フェミニストは、「女性解放論者・女権拡張論者」と定義される

⁽³⁾。上記の定義からは女性であれ男性であれ女性解放論者はフェミニストとみなされていることが読み取れる。以上の定義は福沢諭吉の思想にどれぐらい当てはまるかを考察してみたいが、日本のフェミニズム思想の発展における福沢諭吉の役割を理解できるように、当時の女性の状況を簡単にふれる必要があると思う。

1. 封建社会における女性の状況

前近代の江戸時代には男尊女卑という思想は、社会や男女関係を支配していた思想であった。その思想は封建社会の産物だと言われている。男尊女卑を正当化するイデオロギーは儒教があげられる。男尊女卑の精神を支えたのは女性に教えられた奴隷的服従を強いる道徳である。江戸時代の朱子学派儒学者である林羅山は、「君父は乾道なり、臣子は坤道なり。男は外を治むること猶天のごときなり陽なり、女は内を治むること猶地のごときなり陰なり。君父の尊きや、猶天地の位莫くして乱るべからざるが如きなり。君臣父子の道相行はれ、上下貴賤の義相接し、陰陽内外の理相協ふ。是れ天道上に行はれ、人倫下に明かなる所似なり。

⁽⁴⁾」と言う。上下尊卑の秩序を支える儒教の原理は、封建社会の支配者にとって都合のいいものである。当時男に対する女の隷従は制度化され、女性は農民以上に隷属的身分とされた。また、女もなまじ知恵

があるものより愚かであることとされた。また、封建社会は家父長制の思想を支えた。その基本原理は、権威と恭順である。その秩序は変えられない神聖なるものとして見做された。それぞれ家族、子、妻に対して絶対的な権力を持った。女性という存在はただ家長を服従し、虐待に耐えられて他家へ嫁入りするものとして教育された

⁽⁵⁾。当時、女性の倫理、つまり女性の理想やあるべきあり方や生き方を論じる数々の女訓書が現れた。その代表的なのは貝原益軒の『女大学

⁽⁶⁾』である。それには女性はいかに男性に服従すべきか多く書かれている。その中に論じられている残獄の教えを一部を紹介していきたいと思う。

女子は稚時いとけなきときより男女の別を正くして仮初かり
そめ

にも戯れたることを見み聞きかしむべからず。古への礼に男女は席を同くせず、衣裳をも同処おなじところに置おかず、同じ所にて浴ゆあみせず、物を受取渡す事も手より手へ直じきにせず、夜よる行ゆく時ときは必ず燭をともして行ゆくべし、他人はいふに及ばず夫婦兄弟にても別を正くすべしと也。今時いまどきの民家は此様の法をしらずして行規ぎょうぎを乱みだりにして名を穢けがし、親兄弟に辱はじをあたへ一生身を空にする者有り。口惜くちおしき事にあらずや。女は父母の命と媒妁とに非ざれば交らずと、小学にもみえたり。仮令命を失ふとも心を金石のごとくに堅くして義を守るべし

⁽⁷⁾。

このように、当時は男女の隔てが固かった。女性が男性との世界の境界が定れたのである。女性が幼い時から決まったルールや教えを守るべきだった。それぞれを違反するような行動をしたら名誉を傷つけ、自分の家庭に恥をかかせる。つまり女性が幼い時から束縛され、性差別された。引き続き『女大学』は女性の結婚生活を論じる。

夫女子は成長して他人の家へ行き舅姑に仕ふるものなれば、男子よりも親の教養にすべからず。父母寵愛して恣に育めれば、夫の家に行て心ず氣随にて夫に疏れ、又は舅の誨へ正ければ堪がたく思ひ舅を恨誹り、中惡敷成て終には迫出され恥をさらす。女子の父母、我訓なきことを謂ずして舅夫の惡きことのみ思ふは誤なり。是皆女子の親の教なきゆゑなり⁽⁸⁾。

女の子は大人になれば他人の家に嫁に入り、義父や義母に仕えるのだから、女性に対しての親のしつけや教えは男の子以上に厳しくしなければならない。女性が親に愛され、好きなように育てられたからこそ、夫の家に行くと好き勝手なことをやるはず、義父の教えが正しくても、それに耐えかねて恨んだり中傷したりするようになり、内面が邪惡で無礼になり、やがて追い出され、恥をかくことになる。女子の親が、義父や夫がした悪いことばかりを考え、自分の娘が教えを受けなかったことに認めずに間違いである。これはすべて、女子に親の教えがなかったからである。つまり、当時女性の教えと言え、男性やその家族を満足させるためばかりであった。さらに女性は男性の物にし、男性を盲目で服従すべきだと論じる『女大学』は次のように女性への輕蔑を激しくさせる。

婦人は別に主君なし。夫を主人と思ひ敬ひ慎みて事べし。輕しめ侮べからず。総じて婦人の道は人に従ふに有り。夫に対するに顔色言葉遣ひ慇懃に謙り和順なるべし。不忍にして不順なるべからず。奢て無礼なるべからず。是れ女子第一の勤也。夫の教訓有らば其仰を叛べからず。疑敷ことは夫に問ふて其下知に随ふべし。夫問事あらば正しく答べし。其返答疏なるは無礼也。夫若し腹立怒時は恐れて順べし。怒り諍ひて其心に逆ふべからず。女は夫を以て天とす。返々も夫に逆ひて天の罰を受べからず⁽⁹⁾。

要するに、『女大学』における理想な女性像は、夫と接するときは、礼儀正しく、謙虚で、従順であるべきです。我慢強くなったり、不従順になったりしてはいけません。総じて言えば、女性の道は他人（男性）に従うことです。傲慢になったり、これらは女性の最も重要な義務です。夫が怒っていたり、動揺していたり

する場合は、恐れて従うべきです。怒ったり、議論したり、夫の希望に反抗したりしてはいけません。女性は夫を天国とみなして忠実な奴隷としての生活を喜んで受け入れるべきだ。男性と同じような人間としてみなさなかつた『女大学』は女性の役目を家の「内」に限定した上で普通の人生の娯楽や楽しみを享受する権利さえ否定した。「女は常に心遣いして其身を堅く謹護へし。朝早く起き夜は遅く寝ね、昼は寝ずして家の内のことに心を用い、織縫績緝怠へからず。茶酒杯

多く飲へからず。歌舞伎小唄浄瑠璃杯の淫たることを見聴へからず。

宮寺杯都て人の多く集る所へ四十歳より内は余り行へからず。

⁽¹⁰⁾」つまり、女性が通常に気を遣うべき、朝早く起き、夜遅く寝ること。昼間は起きていて、家のことに心を注ぎ、機織りや縫い物、糸紡ぎを怠ってはならない。茶や酒を飲み過ぎてはならない。歌舞伎、小唄、浄瑠璃などの淫らな芸を見たり聞いたりしてはならない。40歳を過ぎるまでは、寺や寺院など、人が多く集まる場所に行くべきではない。さらに「三従七法」が知られているの『女大学』は女性が他人に従うもの、女性倫理に従わないと自分やら自分の家庭に恥をもたらすと論じた。

三従とは「女子は幼にしては父に従い、嫁しては夫に従い、老いては子に従う」のことである。七法とは「されば婦人に七法とて、あしき事七ツ有り。一には姑に順ざる女は去べし。二には子なき女は去べし。是れ妻を娶るは子孫愛族のためなれば也。然れども婦人の心正しく行儀能して妬み心なくば、去ずとも同姓の子を養うふべし。或いは妾に子あらば妻に子なくとも去に及ばず。三には淫乱なれば去る。四

には愷気深ければ去る。五に癩病などの悪き病いあれば去る。六に多言にて慎なく物いひ過すは、親類とも仲悪く成り家乱る々物なれば去べし。七には物を盗心有るを去る。此七法は皆聖人の教也。女は一度嫁して其家を出されては仮令二度富貴なる夫に嫁すとも、女の道に違いて大なる辱なり⁽¹¹⁾。」。

つまり、姑に従わない女性が離婚されるべき、子供がいない女性が離婚されるべき、嫁を持つのは子孫を産むと家系を維持するためである。その女性が善良で品行方正で嫉妬心がない場合追い出さずに同姓の子を養っていいのである。また、妻に子供がいなくて理解されるべきである。ただし、妾に子どもがいる場合は、妻に子どもがいなくても離婚しなくても良いのである。女性が淫乱であつたり、重い病気にかかつたり、口数が多かつたり嫉妬したり物を盗んだりすれば離婚されるべきである。女性が上記の法を違反したら離婚の当然の理由になるということを論じる。

上記のように、江戸幕府においては支配した政治的なイデオロギーは儒教であり、封建的なヒエラレキーのもとに女性が抑圧された。当時の儒学者は、自然界の陰陽対立を人間界に当てはめ、女性は陰とみなした。そのため、女性は男性よりも低い位置に置かれ、男尊女卑や男女の身分差別を強いられた。男性に比べ女性が知的に劣って、男性に依存するもので、家庭の中で家事、育児、介護という役割しか役に立たないという社会思想は一般的でした。儒教の影響は明治維新以降にも及ぼし、以前として支配体制的イデオロギーも続いたと言える。下級武家の出身である福沢諭吉が20歳頃、大阪適塾で緒方洪庵に師事し蘭学を学び、後に蘭学塾を開いた。4年後には英学に転じ、欧米に3度渡航し、日本初の学術団体である「明六社

⁽¹²⁾」の創立者の一人となりました

⁽¹³⁾。このような豊富な人生は、福沢の思想の形成に影響した。とりわけ女性に対しての思想のである。次に個人の解放を目指した福沢の女性解放の思想を検討していきたいと思う。

2.1. 明治維新以降の福沢諭吉の活躍

そもそも福沢の儒学との関りは江戸時代に遡る。福沢は天保(1834)年に生まれ、明治34(1901)年に満66歳で亡くなっているが、その生涯の前半部分である33年間は江戸時代に当たる。後半は明治時代に当たる。江戸時代において封建制度やそれを支える儒学が何よりも重要な位置づけにあった。福沢が良くも悪くも儒学から影響を受けていたことに疑いの余地はない。一方で封建制度下で苦しんだ福沢は「如斯なことを思えば、父の生涯、四十五年のその間、封建制度に束縛せられて何事も出来ず、空しく不平を吞んで世を去りたるこそ遺憾なれ。又初生児の行末を謀り、之を坊主にしても名を成さしめんとまでに決心したるその心中の苦しさ、その愛情の深さ、私は毎度この事を思出し、封建の門閥制度を憤ると共に、亡父の心事を察して独り泣くことがあります。私のために門閥制度は親の敵で御座る。

⁽¹⁴⁾」と述べて儒学や封建制度に対して明確な批判的立場を取った。

上記のように、福沢は欧米つまり西洋の文明との接触する機会に恵まれた。その体験は彼の視野を繰り広げた。結局彼が自分国は西洋の先進国に伍すよう必死に活躍していった。福沢の活躍は3つの段階に分けられる。第一に西洋の近代的な発明や事情の紹介、第二に儒教主義への批判に対し西洋文明の産物である自由や平等などの思想の紹介や採用、第三に民族とりわけ男女の発展や向上の提唱である。最初は彼が翻訳を通して西洋の物理文明を紹介するように務めた。彼が19世紀の60代で『西洋事情』『西洋旅案内』『雷銃操法』『西洋衣食住』『順蒙窮理図解』『洋兵明鑑』『兵士懷中便覧』『世界国尽』西洋の歴史、地理、社会、諸制度などを紹介する著訳を相次ぎに刊行した。そして70代ではベストセラーである『学問のすゝめ』や『文明論之概略』『学者安心論』『通俗民権論』などの学問や西洋文明の人権的な原理に基づいた著書を刊行した。そして80代から福沢は集中的に男女関係に関するの著作が発表した。福沢は1882年『時事新報』を創刊した。そこには「日本婦人論」「品行論」「男女交際論」「日本男子論

」などの女性に関するなどの自分の思想をあらわす論説を相次ぎに発表した。要するに、明治時代においては福沢諭吉が明治の知識人・思想家の中で、幅広く多彩な言論著述活動をし、彼の影響力の甚だ大きいと言える。その結晶の一つとして明治政府によって公布された「学制」が1772年に著した『学問のすゝめ』に基づいたものであると言っても過言ではないだろう

⁽¹⁵⁾。要するには、儒教の影響を受けた福沢は西洋文明に接触したら前者の不合理性を実感して批判し、西洋文明の「平等」「自立・独立」などの人権に基づいた論説を積極的に訴えた⁽¹⁶⁾。

2.2. 福沢諭吉の思想における人権の平等論説

福沢は1772年に著した『学問のすゝめ』の冒頭の「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」という言葉に代表されるように「平等」を唱えた人物として知られている。

初編の首に、「人は万人みな同じ位にて生まれながら上下の別なく自由自在云々とあり。今この義を拡めて言わん。人の生まるるは天の然らしむるところにて人力にあらず。この人々互いに相敬愛しておのおのその職分を尽くし互いに相妨ぐることなき所以は、もと同類の人間にしてともに一天を与にし、ともに与に天地の間の造物なればなり。譬えば一家の内にて兄弟相互に睦しくするは、もと同一家の兄弟にしてともに一父一母を与にするの大倫あればなり。

ゆえに今、人と人との釣合いを問えばこれを同等と言わざるを得ず。ただしその同等とは有様の等しきを言うにあらず、権理道義の等しきを言うなり⁽¹⁷⁾」。

彼が人々は皆同じ権利を持ち、生まれによる身分の上下位はなく、

同じ国に住んでいる人々は、お互いに尊敬し合ったり、迷惑をかけなかったりして、人と人の関係は本来同等である。同等というのは、現実のあり方がひとしいことではなく、権利が等しいといことであると述べている。そして彼が続いて人間は上下・優劣と別はなく、すべての人間は平等である。天が人間を創造した際、人間には肉体と精神の能力と、権利を実際に実現する力を与えた。したがって、いかなる状況においても、天に与えられた人間の権利を奪われるべきではない。

彼が続いて「一方より見てその人々持ち前の権理通義をもって論ずるときは、いかにも同等にして一厘一毛の軽重あることなし。すなわちその権理通義とは、人々その命を重んじ、その身代所持のものを守り、その面目名誉を大切にすることの大義なり。天の人を生ずるや、これに体と心との働きを与えて、人々をしてこの通義を遂げしむるの仕掛けを設けたるものなれば、なんらのことあるも人力をもってこれを害すべからず⁽¹⁸⁾」と述べる。

また彼が独立や自立を重んじた。「独立とは自分にて自分の身を支配し他によりすがる心なきを言う。みずから物事の理非を弁別して処置を誤ることなき者は、他人の智慧によらざる独立なり。みずから心身を勞して私立の活計をなす者は、他人の財によらざる独立なり⁽¹⁹⁾」と述べた。学問や西洋思想を推奨する思想で溢れている『学問のすゝめ』の第八編においては福沢が男女間の不合理は儒教の不合理のあらわれとして儒教を批判し、西洋思想の合理性を論じている。自由自在、独立という人間の基本的な権利として訴えたのである。「アメリカのエイランドなる人の著わしたる『モラル・サイヤンス』という書に、人の身心の自由を論じたることあり。その論の大意にいわく、人の一身は他人と相離れて一人前の全体をなし、みずからその身を取り扱い、みずからその心を用い、みずから一人を支配して、務むべき仕事を務むるはずのものなり。」引き続いて人間に欠かせない性質を5つ次のように箇条書きでまとめた。

ゆえに、第一、人にはおのおの身体あり。身体はもって外物に接し、その物を取りてわが求むるところを達すべし。

第二、人にはおのおの智恵あり。智恵はもって物の道理を發明し、事を成すの目途を誤ることなし。

第三、人にはおのおの情欲あり。情欲はもって心身の働きを起し、この情欲を満足して一身の幸福をなすべし。

第四、人にはおのおの至誠の本心あり。誠の心はもって情欲を制し、その方向を正しくして止まるところを定むべし。

第五、人にはおのおの意思あり。意思はもって事をなすの志を立つべし⁽²⁰⁾。

福沢は、以上の五つの人間の本質的な性質を自由に活用することで個人の独立が実現できると論じる。ただし、この五つの力を使うにあたっては、天の定めた法則に従い、分限を超えないことが肝心である。分限とは、自分もこの力を使うときも、他人もこれを使うときも、お互いの動きを邪魔してはいけないということである。このように、人間であること分限を間違えずに世を渡っていけば、とがめられることもなく、天に罪せられることもない。これが人間の権利である。このように、他人の権利を邪魔しない限り、自由自在に自分の身体を使っていい道理になる。

言うまでもなく、福沢が言う「人間」とは男女の両方を意味している。上記のように、彼は1880年代から男女関係に関する著作を集中的に発表し、女性の権利や男女平等の重要性を訴えた。以下では、福沢の女性の権利に関する理論明らかにしていきたいと思う。

2.3 日本女性の状況改革

1772年に著した『学問のすゝめ』においては福沢が「学問をするには分限を知ること肝要なり。人の天然生まれつきは、繋がれず縛られず、一人前の男は男、一人前の女は女にて、自由自在なる者なれども、ただ自由自在とのみ唱えて分限を知らざればわがまま放蕩に陥ること多し。すなわちその分限とは、天の道理に基づき人の情に従い、他人

の妨げをなさずしてわが一身の自由を達することなり。自由とわがまとの界は、他人の妨げをなすとなさざるとの間にあり。

⁽²¹⁾」と述べて、女性の権利や自由や独立などを論じた。

また同書にも、この世に生まれたものは男であっても人間、女であっても人間である。この世に果たすべき役割があるということで言えば、世の中に1日たりとも男が必要でない日はないし、女が必要でない日もない。どちらも必要な存在である。またその能力も同様である。男女間で唯一の違いは腕力であり、男は強く女は弱いと言える。世の中では、男は力づくで物を奪ったり人を辱めたりすると罪人として刑罰を与えられる。しかし家庭内では男が女性を辱めても罰せられず、これを問題にするものはいない。

引き続き彼が『女大学』の「三従」を批判した。次のようにのべた。

婦人に三従の道あり、稚き時は父母に従い、嫁いる時は夫に従い、老いては子に従うべし」と言えり。稚き時に父母に従うは尤もなれども、嫁いりて後に夫に従うとはいかにしてこれに従うことなるや、その従うさまを問わざるべからず。『女大学』の文によれば、亭主は酒を飲み、女郎に耽り、妻をののしり子を叱りて、放蕩淫乱を尽くすも、婦人はこれに従い、この淫夫を天のごとく敬い尊み、顔色を和らげ、悦ばしき言葉にてこれを意見すべしとのみありて、その先の始末をば記さず。さればこの教えの趣意は、淫夫にても姦夫にてもすでに己が夫と約束したるうえは、いかなる恥辱を蒙るもこれに従わざるをえず、ただ心にも思わぬ顔色を作りて諫むるの権義あるのみ。その諫めに従うと従わざるとは淫夫の心次第にて、すなわち淫夫の心はこれを天命と思うよりほかに手段あることなし⁽²²⁾。

つまり、女には三つ従わなければならない道がある。幼いときは両親に従い、嫁に行ったら夫に従い、老いたら子に従わなければならない。幼い時に両親に従うのはもっともだが、嫁いで夫に従うとはどういうことなのか。どのように従うのか聞いてみなくて

はならない。『女大学』の文によれば、主が酒を飲み、女遊びをし、妻を罵り、子供を叱って、金を使い浮気しまくっても、女性はこれに従い、この浮気男を天のように敬い尊んで、にこやかな表情で、気に障らない言葉でし、その先の始末については触れていない。ということはこの教えの趣旨は、浮気男であっても、現に自分の夫となった以上は、いかなる恥辱をこうむっても、これに従わなくてはいけないということになる。ただ心にもない表情を作って意見する権利があるだけなのだ。そしてその意見に従うか従わないかは浮気夫の心次第であって、この心を天命と思うよりほかに手段はないのである。

また彼は、貝原益軒の『女大学』という書物の中には、女が生まれながらに罪を犯した犯罪者と変わらない。その教えは男にとって好都合なものであり、男は強く、女は弱いということから、腕力で男女に上下の差別を設ける教えなのだと批判した。続いて彼は妾のことを批判した。世の中に生まれる男女の数は同じである。だとすれば一人の男が二、三人の女性を娶るのは、天の道理に背くことが明白である。獣と言っても良い。家庭とは父母兄弟と一緒に暮らす場所であり、一人の父と数人の母がいるような家庭は人間の家庭とは言えない。このような状態の家庭が平和であるなど聞いたことがない。逆に、一人の妻に複数の夫がいて、男妾と名付けて家の第二の親の地位に追いやられていることを考えてみるといいだろう。世の男性は自らを省みるべきだ。妾を養うのは子孫を残すためであり、孟子の教えにおける三不孝の最大のものは子がないことだという説もある。福澤の言葉を借りれば、「元来不孝とは子たる者にて理に背きたる事を為し、親の身心をして快からしめさることを言うなり」である。福澤は、妻を娶って子か産まれなければ大不孝というのは甚たおかしな話である。天の道理に背くのであれば、たとえ孔子や孟子でも罪人であると述べている⁽²³⁾。

このように、世間一般に通じる道理としての平等を説く福沢にとっては、さぞ受け入れがたい教えであることが推察される。『学問のすゝめ』の中で女性を束縛する儒教の教えに対する明確な批判を展開している。福沢は女性の束縛の悪影響を明らかにしてはっきりと孔子の教えを反対した。彼が絶望は貧しい状態から誕生するわけではない。ただ、人間本来の自然な動きを邪魔して幸福や不幸は運任せにして不満は特に増える。昔孔子が「女子と小人とは近づけ難し」と嘆いたことがある。現代の目で考えてみると、孔子自身が問題を引き起こし、その問題の悪影響を指摘したのだと言える。人間の心の性質は、男性であろうと女性であろうと変わらない。それにもかかわらず、なぜ女性や下級の人々だけが扱いが難しいとされるのか。普段から人々に卑屈な態度を教え、腕力の弱い女性や下級の人々を束縛し、少しも自由に動くことさせなかったために結果的に不満や絶望の感情が生まれ、それが極端になった結果、さすがに孔子も嘆息することになったと論じた。彼の孔子や儒教への猛烈な批判は続いて基本的に、人が自由に動くことができなければ、必ず他人を羨むようになる。因果応報は明らかである。聖人と呼ばれる孔子がこの道理を知らず、特に工夫もせず、にただ不平を言うのは、あまり頼もしい話ではない。そもそも孔子の時代は明治時代より約2000年以上前の野蛮で未開な時代であり、当時の教えや価値観は、当時の人情風俗に基づいていた。当時、民心を維持するためには、あまり良くないやり方と心では知りつつもこのような方法をとるしかなかったかもしれない。たとえ孔子が真の聖人であり、未来を予見する能力があったとしても、当時の方法を完全に受け入れることはなかったであろう。だから、後世、孔子を学ぶ人は当時の時代状況を考え合わせて、その教えを取捨選択しなくてはならない。2000年前の教えをそのまま引き写しにして、明治時代に実行しようとする人は、話にならないと述べた。⁽²⁴⁾

福沢は男女と別なくの平等や自由独立の主張が力をこめて説かれ、また、人々は批判的思考を持つべきであり、言われたことを何も信じて

はならないと主張した。その代わりに、真実を得るまで物事を疑わなければならない

⁽²⁵⁾。封建制度と上下階級支配の打破を強く主張し、女性に対する儒教の悪しき慣習を完全に根絶しようと努力し、女性の実際の生活を改革する必要性を強調した。当時の日本女性が形体・知識・情感の面においては束縛されていたと主張し、女性に対しての儒教の厳しい締め付けを強く攻撃し、悲惨な状況から女性たちを救おうと決心した福沢は女性が上記の3つの面を向上しようと努力した。彼が1885年には『時事新報』に史上に大きな意義を持つ文献であり、明治時代の組織的な女性状況改革論として『女性論』掲載した。

福沢は女性の体質改良の重要性を強調した。体質改良を実現するために今まで二つの方法あると述べた。食物や衣服の欠点を補う方法と治病や摂生に注意する方法である。しかし彼は「凡俗世人のつねに等閑に付するのみならず、上流の学者社会においても軽々看過する」女性の知識と快楽の動きを重視した。身体的な健康が知識や能力の発展に不可欠であると考え、教育を通じて女性の体力向上を促進する必要性を認識していた。また従来の教育方法を批判し、過去の習慣が現代の健康問題に繋がっていると述べた。数百年の弊習によって、人体が矮小化し、弱体化していることを憂慮し、「儒教主義の余流をくみて組織したる女大学風の教育をもってし、ますますこれを教えてますますこれを萎縮せしむるがごときはもとより沙汰の限りにして、まずその精神を圧迫し結局はその形態を破壊するものよりほかならず⁽²⁶⁾」と論じた。

福沢の『日本婦人論』では女性の社会的地位の向上についての深い考察が展開されている。彼が当時の女性が家庭内で何の責任も持たない状況に置かれていることや家庭内の女性の極めて低い地位を批判した。「女子は主人に従いてともに苦しむのみ。あるいはその責任は内を治め子を育するにありというといえども、その内治とはなんぞや、大

なるは衣服、小なるは塩噌にして、しかもその出納の権原はつねに主人の手にありて、すなわち主人の命令に従うものよりほかならず。子を育するもまたかくの如し。哺乳煦育の労はもとより婦人の責任なれども、あたかも良人の子を育するものにして自身の子のごとくならず。

。 ⁽²⁷⁾」つまり女性 は主人に従い、その責任が家を治め、子を育てることにあるとしても、実際の内治とは何かを考えると、大きなものは衣服、小さなものは調味料のような日常的なものであり、これらの出納の権限は常に主人にあるため、結局は主人の命令に従うことになる。子育てにおいても同様で、母親としての哺乳や育成の苦労は女性の責任であるが、実際には夫の子を育てることであり、自身の子ではないようである。日本の女性が私産を持たずに、男性に運命を委ねている点についても指摘した。この依存関係が、女性の自立を妨げる要因であるとする。結果としては福沢が日本の女性も西洋の女性のように家庭内で権利や財産を持ち、夫と同等の地位を築くべきだと主張した ⁽²⁸⁾。

さらに、福沢は、日本の女性が人生における三つの働き、「形体の生」「智識の生」「情感の生」の中で、「情感の生」が最も発達しているにもかかわらず、それを育むための快樂、特に「春情」を表現する方法が不足していることを指摘した。古代には女性の快樂は自由であったのに対し、近世では厳しく制限されている。文明が発展するにつれて、男子のみが自由を得て、女性の自由が制約されるのは理にかなわないと批判した ⁽²⁹⁾。

『日本婦人論』において福沢の革新的な議論が展開し、彼が女性の教育の重要性を語り、少しの教育でも生涯にわたって役立つことを示した。さらに、西洋女性の参政権を求める動きが活発したことを言及し、日本の女性にも西洋の女性と同様に参政の権を持つべきだと、暗にその必要性を示唆している。また、女性が責任を持つことで心身の成長が促されると論じた。彼は、日本の女性も西洋の女性のように進歩す

ることを望んで、単に学校教育に依存するのではなく、より広い視野での教育と成長を求めた⁽³⁰⁾。

また福沢は家族の構想や形成について言及した。彼は家族の基本は夫婦にあり、夫婦がいることで親子が生まれ、家族が形成されることが述べられる。子どもが成長して結婚すると、新たな家族が誕生し、その際には異なる二つの家族が融合する。この観点から、男系だけを重視して女系を無視することは理にかなっていないと指摘した。また、新しい家族の姓についても、男女の要素を組み合わせた新しい苗字を作ることが適切であると論じた

⁽³¹⁾。『日本夫人論』における福沢の所見をまとめると、彼が女性の婚姻における権利の重要性と、男女平等の必要性を論じた。苦楽を共にすることが心身の活力を生むという点も強調した。女性が自身の財産を管理できる権利を持つことが、彼女たちの生活の安定や幸福感に繋がると主張した。また、夫婦間の関係も、女性の権利が回復されることで深まるとしている男女双方にとっての平等が求められることを強調した⁽³²⁾。

福沢は『日本婦人論』を「時事新報」に掲載してから約1ヶ月後、『日本婦人論後編』を掲載した。ここで福沢は、女性に対しての自分の考えや訴えをより多くの人に伝えるように『日本婦人論』よりひらがな混ざったわかりやすい文にした。また彼の儒教への批判はさらに激しくなり、女性の自由を訴え続けた。彼は男女の本質的な平等を強調し、男女の違いは生殖器官の仕組みだけであり、それ以外の身体的な違いはないとし、女性も男性と同様に仕事を通じて能力を発揮できると述べた。アメリカの女性が様々な職業で活躍している例を挙げ、日本でも女性が同じように一人前の仕事をするために工夫が必要だと主張した。また、男女は互いに理解し合うことが重要であると述べた。つまり、男女は平等であり、互いの立場を尊重し合うべきだということを強調した

⁽³³⁾。彼は上記の書物に引き続き女性の自由を訴える議論を展開した。彼は女性の力を活用しなければ、国を支える力は半分になってしまう。日本の人口3700万人の中から、役に立たないとされる女性の数、すなわち1850万人を除けば、人口は半減し、国を支える力もまた半分かるとどまと述べた。そのため、女性は家庭に留まらず、自由に外に出てさまざまなことを学ぶべきである。女の子が生まれたら、男子と区別せずに愛情を持って育て、成長した際には身体の発達に気を配り、学問や技芸、家事を教えることが大切である。また、友人との交流も自由に行い、家庭に財産があれば男子と同じように分け与え、家事以外にも生計を立てられるスキルを身につける必要がある。女性の地位を向上させ、男性と同等にすることは、家や国のためにも重要であると論じた⁽³⁴⁾。

福沢は、女性の地位向上を実現するためには、単に女性側が努力するだけでは不十分であり、男性の意識や行動の改革が必要不可欠であると考えた。男性が女性を対等な存在として尊重し、家庭や社会の中で協力的な関係を築くことが求めたのである。彼が『日本婦人論』や『男女交際論』では、特に女性の地位向上に焦点を当て、その不平等を矯正するために女性を支援し、高めることを優先した。しかし、彼自身もその論調が「男子の側」には十分に触れていないことを認識し、それを補う形で『日本男子論』を執筆した。本書においては福沢が、この男女の不平等を是正する際、一方的に「低いほう」を高めるだけでなく、反対に「高すぎるほう」を適切なレベルに引き下げる必要性を述べる。つまり、「低きものを助けて高くする」と同時に、「高きものを低くする」ことで、男女の釣り合いが取れる理想的な状態が実現されると考えたのである。また彼は、家庭内の徳が社会全体の徳に直結し、夫婦間の敬愛がすべての道德の基盤であるとした。夫婦の徳が崩れると、子どもや社会の不徳へと連鎖すると警告した。日本男子の不品行（多妻制や妾制度など）に強い批判し、これが家庭の和を乱し、社会全体の道德を弱体化させると述べた。西洋文明諸国と比較し

、日本における男性の行動基準の低さが国際社会からの軽蔑を招く要因であると指摘した⁽³⁵⁾。

結論

福沢諭吉の婦人論については、これまで多くの議論が展開されてきた。しかし、これらの議論の多くは、彼の生きた歴史的背景や社会的現実を十分に考慮することなく、単にその言説を評価することに重点を置いている。特に、評価の基準として、政治的権利の主張がなされたか否かが中心視されてきた。しかし、この視点は、私たちがすでに知っている婦人参政権運動の歴史的発展に基づく現代的枠組みに過ぎない。そもそも、フェミニズムの登場には、まず「女性抑圧」の存在が背景としてある。婦人に参政权を与える前に、まず女性は抑圧から解放されるべきである。これらの考えを踏まえ、本研究では、福沢諭吉の思想が日本のフェミニズム思想と女性解放運動にどのように寄与したのかを再評価し、彼の思想の本質とその歴史的意義について新たな視点から考察する。

江戸時代に根強く残っていた儒教的な価値観のもと、女性は「三従」や「七法」といった規範によって従属的な地位に押し込められていた。こうした社会的背景の中で、福沢諭吉は西洋の自由主義思想や個人主義の影響を受けつつ、男女の平等、個人の独立、自立心の育成を強く訴えた。その思想は、単なる知識の普及や啓蒙にとどまらず、女性の社会的地位向上を具体的に志向していた点において特筆すべきものである。

福沢の代表作『学問のすゝめ』における「天は人の上に人を造らず」という言葉は、身分制度の否定と人間の平等を広く訴えたものであるが、その適用対象として男性のみならず女性も含んでいたことは、彼の思想の普遍的な先進性を示している。さらに、『日本婦人論』や『男女交際論』においては、女性の自由と権利を妨げる儒教的価値観への厳しい批判を展開し、妾制度や多妻制、家父長制の弊害を明確に非

難している。このように、福沢の思想は当時の家父長制社会に根付く不合理に挑戦し、女性の身体的・精神的・知的な解放を目指したものであり、これは近代日本におけるフェミニズム運動の理念と重なるものである。

従来のフェミニズム研究では、福沢はしばしば教育者や啓蒙思想家として扱われ、彼の女性解放に対する言説は、近代国家形成のための手段とみなされてきた。しかし、本研究を通じて明らかになったのは、福沢のフェミニズム的思想が単なる国家政策の道具にとどまらず、社会全体における男女平等と人権の拡張を本質的に目指していたという点である。彼の思想は、フェミニズム運動を男性の協力なく語ることの限界を示唆し、女性解放における男性の役割を再評価するための重要な視点を提供する。

また、福沢が女性の権利を擁護するのみならず、男性側の行動や意識の改革をも強調した点も注目に値する。『日本男子論』では、男性の品行と家庭内での責任を問うことで、家庭と社会の両面での倫理的基盤を築く必要性を説いている。これにより、彼のフェミニズム思想は単に女性を主体とするものではなく、社会全体のジェンダー秩序の再構築を目的とする包括的なものであったと言える。

本研究の意義は、福沢諭吉を日本フェミニズム史の中で再配置することで、ジェンダー研究に新たな方向性を示唆した点にある。今後の研究課題として、福沢の思想を同時代の他の知識人と比較し、その独自性と影響力をより具体的に検討する必要がある。また、彼の思想が日本のフェミニズム運動にどのように継承されたかを追跡することも重要である。

- (1) 大越愛子『近代日本のジェンダー』三一書房、1997年、18頁。
- (2) リザ・タトル著、渡辺和子監訳『Encyclopedia of Feminism フェミニズム事典』明石書店、1998年、120頁。
- (3) 新村出編『広辞苑三版』岩波書店、2008年、2427頁。
- (4) もろさわようこ『おんなの歴史（上）』未来社、1977年、214頁。
- (5) 河原美耶子『「家」観と女子教育思想の展開』教育学雑誌 第12号、1978年、11頁。
- (6) 江戸時代に、女子の初等修身書として、寺子屋などで広く用いられた教科書で、男子の初等修身書の随一とされたシナの『大学』は、もとより寛文であるが、『女大学』は平易な和文で書いてある。
- (7) 福沢諭吉・林望監修『女大学評論・新女大学』講談社学術文庫、2001年、24-25頁。
- (8) 同上19頁。
- (9) 同上42頁。
- (10) 池田幸弘『福澤諭吉とアート : 奢侈 進歩史観・フェミニズム』慶應義塾大学アート・センター、Booklet Vol.17, (2009.), p.126- 136、132頁。
- (11) 福沢諭吉・林望監修『女大学評論・新女大学』講談社学術文庫、2001年、29頁。
- (12) 1873年駐米弁理公使だった森有礼が帰国し、米国の学会のような組織をつくろうと発起したのを受けて結成されました。社名は、発起の年が明治6年だったのに由来します。創立社員は、西村茂樹・津田真道・西周・中村正直・加藤弘之・箕作秋坪・福沢諭吉・杉亨二・箕作麟祥・森有礼の一名で、社長には福沢が推されましたが固辞し、森有礼が就任しました。
- (13) 任夢溪『幕末明治における女子教育思想の転換について- 西村茂樹、福沢諭吉、森有礼の教育理念を中心に-』東アジア文化交渉研究 第9号、2016年、229頁。
- (14) 福沢諭吉『福翁自伝』https://www.aozora.gr.jp/cards/000296/files/1864_61590.html
- (15) 任夢溪『幕末明治における女子教育思想の転換について- 西村茂樹、福沢諭吉、森有礼の教育理念を中心に-』東アジア文化交渉研究 第9号、2016年、229頁。
- (16) 右所論をもって考うれば、方今わが国の文明を進むるには、まずかの人心に浸潤したる気風を一掃せざるべからず。これを一掃するの法、政府の命をもってし難し、私の説諭をもってし難し、必ずしも人に先だって私に事をなし、もって人民のよるべき標的を示す者なかるべからず。今この標的となるべき人物を求むるに、農の中にあらず、商の中にあらず、また和漢の学者中にもあらず、その任に当たる者はただ一種の洋学者流あるのみ。福沢諭吉『学問のすゝめ』岩波書店、2007年、39、40頁。
- (17) 福沢諭吉『学問のすゝめ』岩波書店、2007年、21頁。
- (18) 同上21、22頁。
- (19) 同上29頁。
- (20) 同上73、74頁。
- (21) 同上13頁。
- (22) 同上77、78頁。

⁽²³⁾ 同上78、79頁。

⁽²⁴⁾ 同上117、118頁。

⁽²⁵⁾ 今日においても、西洋の諸大家が旧新の説を唱えて人を文明に導くものを見るに、その目的はただ古人の確定して駁すべからざるの論説を駁し、世上に普通にして疑いを容るべからざるの習慣を容るにあるのみ。今の人事において男子は外を務め婦人は内を治むるとしてその関係ほとんど天然なるがごとくなれども、スチュアルト・ミルは『婦人論』を著わして、万古一定動かすべからざるのこの習慣を破らんことを試みたり。

⁽²⁶⁾ 福沢諭吉著、家永三郎編『現代日本思想大系2福沢諭吉』筑摩書房、1974、349、350頁。

⁽²⁷⁾ 同上351頁。

⁽²⁸⁾ 同上355頁。

⁽²⁹⁾ 同上358、359頁。

⁽³⁰⁾ 同上355頁。

⁽³¹⁾ 同上367頁。

⁽³²⁾ 同上370頁。

⁽³³⁾ 福沢諭吉立案、中上川さんじ中上川参次郎筆記『日本婦人論後編』Digital collections of Keio University Libraries、1885年、2～4頁。

⁽³⁴⁾ 同上33、34頁。

⁽³⁵⁾ 『日本男子論』http://www.aozora.gr.jp/cards/000296/files/47293_34170.html

参考文献

- 池田幸弘『福澤諭吉とアート : 奢侈・進歩史観・フェミニズム』慶應義塾大学アート・センター、Booklet Vol.17, (2009.) ,p.126-136。 https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11893297-00000017-0126
- 大越愛子『近代日本のジェンダー』三一書房、1997年。
- 鹿野政直『近代思想案内』岩波書店。2003年。
- 新村出編『広辞苑三版』岩波書店、2008年。
- 中村哲『日本の歴史 16 明治維新』集英社、1992年。
- 福澤諭吉著、昆野和七編『女子教育論』慶應出版社、1946年。
- 家永三郎編『現代日本思想大系 2 福澤諭吉』筑摩書房、1974年。
- 上沼八郎編『福澤諭吉教育論集』明治図書出版、1981年。
- 『学問のすゝめ』岩波書店、2007年。
- 中村敏子編『福澤諭吉家族論集』岩波書店、1999年。
- 林望監修『女大学評論・新女大学』講談社学術文庫、2001年。
-
- 『福翁自伝』 http://www.aozora.gr.jp/cards/000296/files/1864_61590.html
-
- 『日本男子論』 http://www.aozora.gr.jp/cards/000296/files/47293_34170.html
-
- もろさわようこ『おんなの歴史（上）』未来社、1977年。
- 慶應義塾大学文学部教育学専攻山本研究会、福澤諭吉の教育思想研究：2020年度山本ゼミ共同研究報告書、2021年。
- リザ・タトル著、渡辺和子監訳『Encyclopedia of Feminism フェミニズム事典』明石書店、1998年。
- 任夢溪『幕末明治における女子教育思想の転換について—西村茂樹、福澤諭吉、森有礼の教育理念を中心に—』東アジア文化交渉研究 第9 号、2016年。
- 河原美耶子『「家」観と女子教育思想の展開』教育學雑誌

رسالة المشرق

27

第12号、1978年。

福沢諭吉立案、中上川さんじ中上川参次郎筆記『日本婦人論後編』

Digital collections of Keio University Libraries、1885年。